

退職積立こつこつ



掛けていますか？

～掛金は1,000円から～ 加入していますか？

～小規模企業共済制度～

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

～加入できる方～

- ・常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主および会社の役員
- ・不動産貸付の方（部屋数が10部屋以上が条件）
- ・小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者
（個人事業主1人につき2人まで）

～毎月の掛金～

掛金月額は、1,000円～70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。加入後も掛金は増額・減額できます。また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

～掛金は税法上どんなメリットがあるか～

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除ができます。（1年以内の前納掛金も同様です。）



※掛金は全額所得控除

所得税・住民税が安くなります!!!

お問い合わせ 一般社団法人荒川青色申告会
〒116-0002 荒川区荒川5-7-1
電話03-3803-0626